

■最近の話題を考える“知財NEWS” 知財トピックス (2016. 2)

公取委、「知的財産ガイドライン」の見直し、
標準規格必須特許の扱い明記へ

特許業務法人 前田特許事務所
弁理士 大石憲一



今回の知財ニュースは、あの「アップル vs サムスン」の訴訟でも話題となったFRAND宣言（Fair Reasonable and Non-Discriminatoryな条件で実施許諾を行うとの宣言）がなされた標準規格必須特許（FRAND宣言特許）について、1月末に、公正取引委員会が、従来の「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」（「知的財産ガイドライン」）を見直し、FRAND宣言特許の取扱いについて明記したことについてです。



左図のように、一般に、通常の特許権の権利行使は、独占禁止法においても「正当な権利行使」であるため、公正取引委員会から排除命令等を下されることはありません。

しかし、今回の「知的財産ガイドライン」の見直しによって、右図のように、FRAND宣言特許については、実施者がFRAND条件でライセンスを受ける意思を有する場合には、権利行使が「私的独占」または「不正な取引制限」として排除命令等の対象となる、と見直しがなされました。

今回の見直しに際して、公取委は、事前に「見直し案」を示して意見募集したのですが、訴訟の影響か、反響が大きかったようです。このため、最終的なガイドラインでは「見直し案」よりも、やや特許権者側に有利な内容になったようです。

普段、知財業務を行っている、特許権の権利行使は「当然の権利」という意識で過ごしますが、自由な経済活動の視点から考えると、本来、他人の製造販売活動について制限を加えることは、特異なことであり、例外的なことです。このため、特許権の権利行使も、独占禁止法の下では一定の制限が掛かります。ある業界団体のパテントプールが「カルテル」として違法とされたのも、この制限の一例です。

今回の、FRAND宣言特許に関する見直しについても、「標準化」という時代の流れに則して、特許権の権利行使に一定の制限が加えられたものです。

知財担当者としては、こうした公正取引委員会の「知的財産ガイドライン」の存在についても念頭におきつつ、効率的な知財権の権利化及び活用を図って行くべきだと思います。
以上